

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市子育て世帯移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、未就学児を帯同した転入で、かつ、菊池市内に住宅を新築、購入等した者に対し、養育する未就学児の人数に応じて補助金を交付することで、本市への子育て世帯の転入推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 帯同 申請者が単身ではなく同一世帯員とともに転出転入することをいう。
- (2) 子育て世帯 未就学児が同一世帯内に1人以上いる世帯
- (3) 同一世帯員 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票上における同一の世帯員をいう。
- (4) 未就学児 転入日の前日までに出生又は里子等となり、満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者をいう。
- (5) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者（里親、祖父母等）であって、未就学児を現に監護する者をいう。
- (6) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のものをいう。
- (7) 新築 申請者又は同一世帯員が、自己の居住用に供するために住宅を新たに建築することをいう。
- (8) 購入等 申請者又は同一世帯員が、自己の居住用に供するために住宅を新たに購入又は相続若しくは贈与により取得することをいう。
- (9) 転入 菊池市外に住民票を有する者が、菊池市内に住民票を異動することをいう。
- (10) 転出 菊池市内に住民票を有する者が、菊池市外に住民票を異動することをいう。
- (11) 旭志地域 菊池市立旭志小学校の校区のことをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 申請者が、令和5年4月1日以降に転入した子育て世帯の未就学児の保護者であること。
- (2) 帯同して転入した世帯員が、転入日の前日まで連續して1年以上菊池市外に住民票を有していること。ただし、帯同する未就学児が1歳未満の場合はこの限りでない。
- (3) 申請者又は申請日時点の同一世帯員が、原則、申請者の転入日から遡って1年以内に、菊池市内に居住用に供するための住宅を新築、購入等していること。ただし、申請者の転入日以後に住宅を新築、購入等している場合は、転入日から1年以内に住宅を新築、購入等しているものに限る。
- (4) 申請者が、転入前の市区町村において税の未納がない者であること。
- (5) 申請者が、国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていない者であること。
- (6) 申請者及び申請時時点での同一世帯員が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者であること。
- (7) 申請者が、日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (8) 申請者が、過去にこの補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を交付する。なお、未就学児の人数は、転入日時点で申請者が養育している同一世帯の未就学児の人数とする。

- (1) 帯同する未就学児が1人の世帯 30万円
- (2) 帯同する未就学児が2人以上の世帯 40万円

2 旭志地域へ転入した場合には、前項に規定する補助金の額に30万円を加算するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、菊池市子育て世帯移住支援事業補助金

交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、転入後1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書の写し
- (3) 世帯全員分の戸籍の附票の写し
- (4) 新築、購入等した住宅及びその敷地の登記に係る全部事項証明書
- (5) 転入前の市区町村の未納がない証明書（転入日の属する年の前年分）
- (6) 振込先金融機関口座が確認できる書類（金融機関名・支店・口座番号・口座名義人氏名が分かるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、菊池市子育て世帯移住支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者に対し、事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（交付の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱等に違反していることが認められたとき。
 - (3) 補助金の交付の日から起算して3年未満に菊池市から転出したとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が取り消すべき理由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により補助金の返還を命じる額は、同項第1号、第2号及び第4号に該当するときは補助金の全額とし、同項第3号に該当するときは補助金の交付の日から取消し事由が判明した日までの年数に応じ、次に定める額とする。
- (1) 1年未満 補助金の全額

(2) 1年以上2年未満 補助金の3分の2の額

(3) 2年以上3年未満 補助金の3分の1の額

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。